

国都計第 40 号
平成 25 年 7 月 26 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長

都市計画運用指針の改正について

今般、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 3 条の改正に伴い、「都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

「IV. 都市計画制度の運用のあり方」を別添の通り改正する。

以上